

大津市民会館（指定管理者：株式会社ケイミックスパブリックビジネス） 後援名義使用許可申請のご案内

大津市民会館の利用者が主催する文化事業について、一定の条件で「大津市民会館（指定管理者：株式会社ケイミックスパブリックビジネス）」後援名義を使用できます。後援名義のあるイベントは、会館ホームページでの告知や YouTube 配信などで情報発信をサポートいたします。集客やチケット販売の宣伝にお役立てください。

条件等につきましては以下の通りです。

後援名義を使用するイベントへのサポート内容

1. 後援名義の使用許可

チラシやホームページに「後援：大津市民会館（指定管理者：株式会社ケイミックスパブリックビジネス）」と記載できます。※指定管理者名は省略せず記載願います。

2. 会館ホームページへの掲載

大津市民会館のホームページにチラシや画像と共にイベント情報を掲載できます。

3. 会館 YouTube チャンネルでの動画配信

利用者が作成した動画を大津市民会館の YouTube チャンネルにアップできます。
※著作権、肖像権などを利用者が責任をもって確認した動画に限ります。※動画の編集はできません。

許可要件

下記の全ての条件に当てはまるイベント・公演のみ後援名義の使用を許可します。

- ・大津市民会館の利用者が主催者であること。
- ・主催者は一般市民団体、文化団体及び、それに類する団体であること。
※企業、営利団体、または営業や販売につながるものは不可
- ・大津市民会館の大ホールまたは小ホールで開催するイベントであること。
- ・参加対象が一般市民であること。
- ・公演、イベントの内容が文化施設としてふさわしいものであること。
- ・イベント開催、情報の正誤について主催者（利用者）が責任を負うこと。
- ・後援名義使用に関して大津市民会館の指示、要請に応じること。

申請方法・その他

- ・施設予約が確定してからいつでも申請できます。詳細は別紙申請書をご確認ください。
- ・後援名義の使用許可については、大津市民会館館長が許可の判断を行います。
※可否判断の結果について異議申し立ては受け付けません。

大津市民会館（指定管理者：株式会社ケイミックスパブリックビジネス）
後援名義使用許可申請書

手書き用の申請書です。同様の内容をメールでお送りいただいても受付いたします。
メールは以下の両方にお送りください。

- ・ 事業課長 東野 <tetsuya-higashino@kpb.co.jp>
- ・ 事業担当 原口 <aiko-haraguchi@kpb.co.jp>

(1) 申請する公演（必須）

公演日	年 月 日（ ）
公演名	

(2) 会館ホームページ掲載用の情報（掲載を希望する場合）

キャッチコピー (公演名の上に表示されます)	
説明文 (出演者、曲目など)	
チラシなどの画像	メールにてお送りください。

(3) 会館 YouTube チャンネル掲載用の動画（掲載を希望する場合）

説明文 (出演者、曲目など)	
動画	メールにてお送りください。

※メールサーバーの都合上、10MB を超えるデータは受信できません。大変お手数ですが、ファイル転送サービス等でお送り願います。